

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	令和8年8月17日 (第1回)
目標年度	令和18年度
市町村名 (市町村コード)	高岡市 162027
地域名 (地域内農業集落名)	北般若地区 (西部金屋,石代,吉住新,吉住,大清水,春日,徳市)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	319.73 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	318.33 ha
② 田の面積	317.70 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.03 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢により引退する個別経営体もあり、現況のままでは全ての農地は受け継ぐことは困難な為、新規就農者等の規模拡大、後継者育成の必要。
- ・地代が受け手によってバラバラであり、分散錯図解消の妨げになっている。地域内の担い手が集まり集積・集約などの意見交換をする場が必要。
- ・自家販売などの所得向上に向けた取り組みが必要。
- ・長年にわたる庄川の氾濫の影響もあり水が抜けやすく粘土質の表土もわずかで畑作も対応可能なものが限られる。一部チューリップやニンニクも行っているが多くはなく、里芋はまだ、作付量が多い。菜種も一時期盛んであったが、根こぶ病が蔓延したため、今はほとんど作付けされていないおらず、同じアブラナ科の白菜も同様である。
- ・物価高騰に合わせ、作物の販売価格向上が課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・引退する個別経営体の農地については、既存の経営体の経営面積拡大に加え、後継者が担い手となる。
- ・主穀作(水稻、大麦)と園芸作物(大豆、里芋等)の複合化に取り組む。
- ・自家販売の拡大などにより、売上・所得向上を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・吉住、吉住新の2地区においては、既存経営体を中心に後継者等の新規就農者が集落内で集積・集約について協議していく。 ・西部金屋、戸出徳市、戸出春日、戸出石代、戸出大清水の5地区については既存の経営体が引き続き担い手となり、維持していく。 ・西部金屋地区の一部農地は市街化区域への編入が予定されているが、地域内では同意がとれている。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	79.0	%	将来の目標とする集積率 80.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・各地区において継続的に協議を行い、既存経営体を中心に後継者等の新規就農者への集積・集約を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・定期的に農業者間で協議の場を持ち、地代の均一化や耕作地の交換について話し合う。 ・吉住、吉住新の2地区においては、既存経営体を中心に後継者等の新規就農者が集落内で集積・集約について協議していく。 ・西部金屋、戸出徳市、戸出春日、戸出石代、戸出大清水の5地区については既存の経営体が引き続き担い手となり、維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・将来の経営農地の集約化のため、可能なものから、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組
・狭隘かつ不整形な農地については、耕作しやすいよう、地権者の同意を得ながら畔倒し等の補正に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・麦・大豆に取り組む他、園芸作物の作付にも取り組みを進める。 ・引退する担い手については、既存経営体の面積拡大の他に、後継者確保・育成に努める。 ・直接販売等を拡大させ、売上拡大と農業所得の向上に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・現在の経営を維持していくうえでも今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑩麦・大豆、里芋等の複合化に取り組む。また、直接販売を拡大させ、農業所得向上に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 18 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集	(A)	水稻・大麦・小麦、園芸作物	58.06 ha	ha	水稻・大麦・小麦、園芸作物	58.06 ha	ha	A	
認農	(B)	水稻	35.86 ha	ha	水稻	35.86 ha	ha	B	
認農	(C)	水稻・大豆	29.43 ha	ha	水稻・大豆	29.43 ha	ha	C	
認農	(D)	水稻	9.69 ha	ha	水稻	9.69 ha	ha	D	
認農	(E)	水稻・大豆	21.25 ha	ha	水稻・大豆	21.25 ha	ha	E	
集	(F)	水稻・大麦、園芸作物	15.46 ha	ha	水稻・大麦、園芸作物	15.46 ha	ha	F	
利用者	(G)	水稻	16.05 ha	ha	水稻	16.05 ha	ha	G	
認農	(H)	水稻・大麦	14.80 ha	ha	水稻・大麦	14.80 ha	ha	H	地区外
認就	(I)	水稻・大豆	11.8 ha	ha	水稻・大豆	11.8 ha	ha	I	
認農	(J)	水稻・大豆	9.27 ha	ha	水稻・大豆	9.27 ha	ha	J	
認農	(K)	水稻	7.51 ha	ha	水稻	7.51 ha	ha	K	
認農	(L)	水稻・大豆、園芸作物	5.24 ha	ha	水稻・大豆、園芸作物	5.24 ha	ha	L	
認農	(M)	水稻・大豆、園芸作物	6.97 ha	ha	水稻・大豆、園芸作物	6.97 ha	ha	M	
認農	(N)	水稻)・花卉・球根	5.16 ha	ha	水稻)・花卉・球根	5.16 ha	ha	N	地区外
認農	(O)	水稻・大麦	4.04 ha	ha	水稻・大麦	4.04 ha	ha	O	地区外
認農	(P)	水稻	1.66 ha	ha	水稻	1.66 ha	ha	その他	
	(Q)		ha	ha		ha	ha		
	(R)		ha	ha		ha	ha		
認農	(S)		ha	ha		ha	ha		
認農	(T)		ha	ha		ha	ha		地区外
認農	(U)		ha	ha		ha	ha		地区外
認農	(V)		ha	ha		ha	ha		地区外
認農	(W)		0.43 ha	ha		0.43 ha	ha	その他	砺波市
計	23経営体		252.7 ha	0 ha		252.7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。